対談 「企業会計基準委員会の中期運営方針」

符集1

対談「企業会計基準委員会の中期運営方針」

7



左から小野行雄氏、西川郁生氏

(前)ASBJ 委員長 慶應義塾大学教授 西川 郁生

ゆきお

おの ASBJ 委員長 **小野**



対談 「企業会計基準委員会の中期運営方針」

中期運営方針の公表の経緯

小 野 本日は、企業会計基準委員会 (ASBJ) の前委員長である西川郁生慶應義塾 大学商学部教授をお招きして、ASBJが公表し た中期運営方針について対談を行いたいと思い ます。

ASBJ は、2016 年 8 月 12 日に、今後 3 年間 の活動の方針を示す中期運営方針を公表してい ます。西川前委員長ご承知のとおり、ASBJは 2001年に設立されて以後、2004年、2007年及 び2010年に中期運営方針を公表していますが、 2013年には当時の環境から作成を見送ってお ります。ここにきて、IFRSの任意適用会社も 増加してきている中、今後、日本基準の開発を どのように行うのか等の声も聞かれ、ASBJの 委員の改選期に合わせ中期運営方針を公表する ことになりました。本日の対談では、日本基準 を国際的に整合性のあるものとする取組みと国 際的な意見発信を中心にとりあげたいと思いま す。

まず、西川前委員長より、2004年、2007年 及び2010年の中期運営方針をお作りになった ときの、環境や特徴についてお聞かせいただけ ますでしょうか。

西 川 初めに、2013年のときに出せな

かった中期運営方針をこの段階で復活していた だき、大変喜んでおります。

ASBJ は 2001 年に設立されていますが、設 立してから 2~3 年は、ASBJ に対する社会の 認知度は低く、どういう考え方でどういう活動 をしていくかということを広く世の中に伝える 必要があると考え、2004年の新しい委員の任 期の最初にビジョン・ペーパーともいえる中期 運営方針を公表しました。

2004年の中期運営方針は、斎藤静樹初代委 員長の指導力でまとめられていますが、非常に 重要な国際的なコンバージェンスに対する基本 方針が含まれておりました。コンバージェンス は世界の資本市場にとって便益となること、代 替的な基準が併存して市場参加者に選択され評 価される、そのために主要各国の会計基準の設 定主体とより緊密な関係を構築する必要がある こと等が記載され、これが2005年からの国際 会計基準審議会(IASB)との定期協議の開始 につながっていきます。

2007年の中期運営方針では、コンバージェ ンスの進捗を見えるようにするために、短期プ ロジェクト項目・長期プロジェクト項目にプロ ジェクトを整理しましたが、その後2か月もた たないうちに東京合意を公表することになり、 この中期運営方針に書いてある内容がオーバー ライドされました。

小野 東京合意に基づく取組みの状況につ いて、もう少し教えていただけますでしょう か。

西川 東京合意は、IASB との間でコン バージェンス・プロジェクトをしていく中で、 より進捗が見える形にすることが目的でした。 その当時は EU の同等性評価が喫緊の課題で あったため、オールジャパン的に歓迎され、1 年半後には、日本基準が IFRS と同等という EUの評価に結果的に結びつき、よかったなと 思っています。

2010年の中期運営方針では、2009年の金融 庁の「我が国における国際会計基準の取扱いに ついて(中間報告)」の公表を受け、主に IFRS について ASBJ としてどのように対応す るかが記載されました。中間報告では、2012 年を目途に強制適用するかどうかを決めるとさ れていたため、2010年の中期運営方針は2年 間の方針とされました。

基本的な方針

小野 ありがとうございます。それでは、 まず、中期運営方針全体に係る「基本的な方 針 | ですが、「我が国の上場企業等で用いられ る会計基準の質の向上を図るためには、日本基 準を高品質で国際的に整合性のとれたものとし て維持・向上を図るとともに、国際的な会計基 準の質を高めることに貢献すべく意見発信を 行っていく必要があると考えられる。」と記載 しており、日本基準の開発のスタンスと国際的 な意見発信の目的について触れています。

西川 その言い回しは、従来と少し違うも のになっていますが、内容的に変わっています か。

小 野 表現は違う言い方をしております が、基本的に内容は変えておらず、これまでの 方針を踏襲しています。国際的な意見発信につ いて、これまで国際的な会計基準の質を高める ことに貢献するという言い方はしてきませんで したが、実際には、それを目的としてきたと思 います。

日本基準の開発に関する方針

小野 それでは次に、「日本基準の開発 | の中の、「開発に関する方針」についてですが、 ポイントは3点あり、1点目は、会計基準は金 融資本市場の重要なインフラであり、投資家の 意思決定に資する有用な財務情報を提供するた めには、我が国の市場で用いられている会計基 準が高品質で国際的に整合性のあるものとする 必要があること、2点目は会計基準を開発する に当たって、ASBJ がデュー・プロセスを確保 し、公平性あるいは透明性のある形で基準開発 を行う必要があること、3点目は、国際的に意 見発信をする際には、論理的に一貫した主張を 行う必要があるが、我が国における会計基準に 係る基本的な考え方が意見発信の基礎となると いうことです。

西川 これまでコンバージェンスという言 葉が使われてきましたが、今回の中期運営方針 では使われていませんね。どのような理由で しょうか。

小 野 ご指摘のとおり、コンバージェンス という表現を使っていません。これはコンバー ジェンスという用語については、収れんさせる という意味と国際的な基準に整合させるという 2つの意味があるためです。現状では、IASB が開発している段階で、我が国で受入れ可能な ように意見発信を行い、IASB の完了後は、我 が国の会計基準として受け入れることができる かどうかを検討する点から、収れんという表現 は少しなじまないと思われ、コンバージェンス

という用語の使用をやめています。

西川 コンバージェンスの場合は、達成で きた、できないという意味で結果を捉えやすい ですが、整合性という場合には、一致していな いものについてはそれなりの理由があればいい というような意味を含んでいますか。

小 野 その点については、従来と方針を変 えたわけではありません。これまで実施してき たコンバージェンスにおいても、例えばのれん の償却のように、我が国の基本的な考え方と異 なるものは受け入れてこなかったわけで、主体 的な判断が行われてきたと思います。

小 野 次に国際的に整合性のあるものとす るための取組みの今後の方針について、ご説明 をさせていただきます。まず、今までの取組み により、日本基準はそれなりに国際的な会計基 準との間で整合性が確保されているが、今後 も、取組みを継続的に行っていく必要があるこ とを記載しています。その上で、国際的に整合 性のあるものとすることは、国際的な会計基準 を自動的に日本基準に取り入れることは意味せ ず、取り入れる適切な範囲を検討することをう たっています。取り入れる範囲を決めるに当 たっては、日本基準の質を高めるか、我が国の 考え方と大きく異ならないかを、判断の要素と しています。

また、連結と単体の関係について「これまで 当委員会では、原則として、開発された会計基 準が連結財務諸表と単体財務諸表の両方に同様 に適用されるものとして開発してきており、今 後も、その方針に変わりはない。ただし、単体 財務諸表においては、関連諸法規等の利害調整 に関係することが連結財務諸表よりも多いと考 えられるため、個々の会計基準の開発において は、これらを考慮の対象とし検討を行う。」と 記載しています。

西 川 まず、日本基準に取り入れる範囲に ついて、我が国の基本的な考え方と大きく異な



(前)ASBJ 委員長/慶應義塾大学教授 西川 郁牛氏

らないということを入れておられますが、この 点は、ASBJのポリシーをはっきりさせるとい う意味で、非常によいと思います。

また、連結と単体の考え方については、これ までの取組みの方針が踏襲されていると思いま すが、現時点で、連結と単体で違いが出てくる ものは想定されていますか。

小 野 現時点では想定していません。た だ、現在、IFRS 第 15 号を踏まえた収益認識 に関する包括的な会計基準について議論をして いますが、そこでは単体の取扱いが1つの焦点 になっています。

西川 2009年の金融庁の中間報告では、 コンバージェンスを加速するために、連結先行 という考え方が示されましたが、結果的には 個々のプロジェクトでは関係者のコンセンサス が得られず、うまく進みませんでした。やは り、一番望ましいのは連単が一致していること と思います。

小野 ありがとうございます。次に、具体 的なテーマについて幾つかご説明したいと思い ます。まず、少しお話しましたが、収益認識で す。収益認識については、今後、IFRS と米国



ASBJ委員長 小野 行雄氏

会計基準が同じ基準により損益計算書のトップラインを報告することになるため、日本基準において検討に着手することについては、大きな異論はありませんでした。今年の2月に「収益認識に関する包括的な会計基準の開発についての意見の募集」を公表し、適用上の課題について、広く意見を募っています。

西川 全業種の収益認識をカバーしていることが重要と思いますが、その一方で、特定の業種から問題の指摘が多く出てきそうで、そのあたりが大変かと思いますが、いかがでしょうか。

小 野 ご指摘のとおりで、意見募集をしている期間中に多くの業界団体に説明にまわって、適用上の課題があれば教えて欲しい旨をお願いしています。その結果として、33 通のコメント・レターをいただくことができ、今後の議論の土台ができたと考えています。

小 野 続いて、IFRS 第 9 号(金融商品)、IFRS 第 10 号(連結範囲)、IFRS 第 13 号(公正価値測定)及び IFRS 第 16 号(リース)です。これらについてはそれぞれ重要なテーマでありますが、現段階ではいつ着手するかを決められる状況になく、各々専門委員会において、

フィージビリティーを確認する建付けとしています。

西川 各々大変そうですね。IFRS 第9号の金融商品については、減損における相対アプローチを我が国で用いることについて、適用上の課題があると理解しています。

IFRS 第10号の連結範囲については、長らく議論している SPE の連結の問題があると思います。私が委員長のときも、かなり多くの議論を行いましたが、IFRS の完成を待っていたため、手がけることができませんでした。

IFRS 第16号のリースについては、最後に IFRSと米国会計基準が揃わなかったことが課題と思っていますが、同時に、すべてのリース をオンバランスするという目標を両ボードが達成したことは、重く捉える必要があると思っています。

国際的な意見発信

小野次に国際的な意見発信に移らせていただきます。国際的な意見発信に関しては、西川前委員長のときに設置された会計基準アドバイザリー・フォーラム(ASAF)を意見発信の中心として位置づけており、その点を記載しています。ASAFは年4回開催されますが、意見発信を効果的に行うために、ペーパーの形で我々の主張を発信することを続けてきています。

また、最近では、我が国の意見を通していく ために、他の会計基準設定主体との連携を強め ており、その点についても記載しています。

西川 ASBJの最初の意見発信は、IASB との定期協議でしたが、IASBで取り上げていないテーマについては、なかなか関心をもってもらえず噛み合わない点がありました。それが、東京合意により IASB と米国財務会計基準



審議会(FASB)の MoU プロジェクトについ ても、ASBJのアジェンダに載せるようにな り、議論が噛み合うようになりました。

その定期協議の経験で培ったアジェンダ・ ペーパーの作り方や効果的な意見発信の方法論 があったため、ASAF への移行もスムーズに いったと思っています。

私は ASAF の参加は1年だけでしたが、3 回目の会合で、当期純利益とリサイクリングの ペーパーをつくって発信をし、その内容をベー スに、米国や英国の会計基準設定主体が ASAF にペーパーを提出することとなり、よ い議論ができたと思っています。それらの議論 がアメリカの会計雑誌に取り上げられることに なりましたが、フレンドリーに、かつ、筋の 通ったことを言い続けていくが重要と思ってい ます。

小 野 FASBとの定期協議は今年でちょう ど10年目になり、緊密な関係を維持していま す。また、西川前委員長の最終年度で始めた欧 州財務報告諮問グループ(EFRAG)との定期 協議も続けており、その結果として、のれんと 減損に関する定量的リサーチを EFRAG と共 同で行うことができました。また、最近では、 フランスの会計基準設定主体(ANC)との協 議も始めています。フランスの会計基準設定主 体は、のれんの償却に関しては意見が異なりま すが、その他の点、特に当期純利益の重要性に ついては、ほぼ日本と同じ意見を持っていると 思います。

西 川 意見の一致する会計基準設定主体と 協調していくことが大事ですね。

人材開発

西 川 最後に1つお伺いしたいのは、 ASBJのリソースの点です。中期運営方針で は、日本基準の開発、国際的な意見発信を始 め、多くの課題を記載しています。これらをこ なすためには、十分なリソースが必要になると 思いますが、この点についてはいかがでしょう

小 野 リソースの問題については、ASBJ にとって喫緊の課題と考えています。特に国際 的に意見発信できる人材を育てることは一朝一 夕にはいかないため、中期運営方針の最後の部 分では、国際的な会計人材の育成の必要性につ いて記載しています。これまで会計人材開発プ ログラムを2期行ってきましたが、現在、3期生 の公募を始めています。人材のプールの厚みを 増やしていかなくてはいけないと思っています。

小 野 本日は、お忙しい中、誠にありがと うございました。これで対談を終了したいと思 います。

西 川 ASBJ の今後の発展を期待していま す。

(この対談は、2016年8月17日に行われた。)

中期運営方針

平成28年8月12日 企業会計基準委員会

目 次

- I. はじめに
 - 1. 中期運営方針の策定
 - 2. 現状の認識と基本的な方針
- Ⅱ. 日本基準の開発
 - 1. 開発に関する方針
 - 2. 日本基準を国際的に整合性のあるものとするための取組み
 - 3. その他の日本基準の開発に関する事項
- Ⅲ. 国際的な会計基準の開発に関連する活動
 - 1. 国際的な意見発信の強化
 - 2. 修正国際基準の開発
 - 3. 国際会計基準に関する解釈の取組み
 - 4. 国際的な会計人材の育成

別紙 (日本基準を国際的に整合性のあるものとするための取組みに関する今後の検討課題)



I. はじめに

1. 中期運営方針の策定

企業会計基準委員会(以下「当委員会|という。)は、平成13年の発足以来、民間の独立し た会計基準設定主体として、金融資本市場のグローバル化が進展する中、我が国の上場企業等 で用いられる会計基準の質の向上を図るべく、市場関係者の協力を得て、活動を行ってきた。

これまで、当委員会は、平成 16 年、平成 19 年及び平成 22 年に中期運営方針を策定し公表 してきた。本運営方針は、これまでの活動を振り返るとともに、今後3年間の日本基準の開発 の基本的な方針及び国際的な会計基準の開発に関連する活動を行うにあたっての基本的な方針 を示すものである。

2. 現状の認識と基本的な方針

我が国の上場企業等では、原則として日本基準を用いて財務諸表が作成されるが、平成22 年3月期より国際会計基準の任意適用が可能となり、平成28年6月30日現在、連結財務諸表 に国際会計基準を適用している企業(適用決定及び適用予定を含む。)は 141 社 となってい る。

このような状況の中、我が国の上場企業等で用いられる会計基準の質の向上を図るために は、日本基準を高品質で国際的に整合性のとれたものとして維持・向上を図るとともに、国際 的な会計基準の質を高めることに貢献すべく意見発信を行っていく必要があると考えられる。 当委員会では、これまでこのような目的を達成するための取組みを行ってきており、今後も継 続する所存である。以下、日本基準の開発と国際的な会計基準の開発に関連する活動に関する 今後の方針を記載する。

Ⅱ. 日本基準の開発

1. 開発に関する方針

当委員会は、これまで我が国の金融資本市場への信認を確保する観点から、当該市場で用い られる日本基準を高品質で国際的に整合性のあるものとして維持・向上を図るべく、公正性、 透明性のある形で開発を行ってきている。

会計基準は金融資本市場の重要なインフラであり、投資家の意思決定に資する有用な財務情 報を提供するためには、我が国の市場で用いられる会計基準が高品質であることが必要である と考えられ、また、日本基準と国際的な会計基準との間の整合性を図ることにより、財務情報 の比較可能性を高めることも必要であると考えられる。

日本基準の開発にあたっては、市場関係者の信認を得るために、デュー・プロセスを確保 し、公正性、透明性のある形で基準開発を行う必要があると考えられる。当委員会の開発する 会計基準のデュー・プロセスは、公益財団法人財務会計基準機構の理事会(以下「理事会」と いう。)が定める「企業会計基準及び修正国際基準の開発に係る適正手続に関する規則」(以下

^{1 「「}会計基準の選択に関する基本的な考え方」の開示内容の分析」(平成28年7月20日 株式会社東京証券取 引所)

「適正手続規則」という。)に規定されており、当該規則を遵守して基準開発を行っている。

さらに、国際的な会計基準に対する意見発信を行う上では、論理的に一貫した主張を行う必要があると考えられ、我が国における会計基準に係る基本的な考え方は意見発信の基礎となるべきものであり、その観点からも、日本基準の品質の維持・向上を図る必要があると考えられる。

ここで、我が国における会計基準に係る基本的な考え方としては、企業の総合的な業績指標としての当期純利益の有用性を保つこと、事業活動の性質に応じて適切に資産及び負債の測定を行うこと(適切な公正価値測定の適用範囲)などが挙げられる。この基本的な考え方は、会計基準が資本市場における重要なインフラとされる中、財務諸表の利用者の意思決定有用性を高め、財務諸表の利用者及び作成者に便益をもたらすものと考えられ、また、企業経営に規律をもたらし企業の持続的成長、長期的な企業価値の向上に資する役割を担うものと考えられる。

2. 日本基準を国際的に整合性のあるものとするための取組み

(1) これまでの取組み

日本基準を国際的に整合性のあるものとするための取組みは、1990年代から始められ、企業会計審議会により、金融商品、退職給付、連結、リース、税効果、企業結合及び固定資産の減損等の会計基準が公表された。

当委員会においては、平成17年に国際会計基準審議会(IASB)との間でコンバージェンス・プロジェクトが開始され、平成19年にコンバージェンスを加速することの合意(以下「東京合意」という。)がなされた。東京合意に基づき、まず平成20年12月末を目標期日として検討がなされ、工事契約、企業結合(持分プーリング法の廃止等)、資産除去債務、棚卸資産の評価、金融商品の時価開示、賃貸等不動産の時価開示等の会計基準の設定、改正がなされた。その取組みの成果の一つとして、平成20年に、欧州委員会は、日本基準が米国会計基準とともに、欧州で採用されている国際会計基準と同等である旨を公表している。

その後、平成23年6月末を目標期日とした検討がなされ、過年度遡及修正及び包括利益の表示等の会計基準の設定がなされたが、のれんの非償却及び開発費の資産計上等については、 基準の改訂はなされていない。

(2) 今後の取組みに関する方針

(1)に記載のとおり、これまでの取組みにより、日本基準は、一定程度国際的な会計基準との間で整合性が確保されているが、国際的な会計基準においても新基準の開発や既存の基準の改正が継続的に行われており、今後も、国際的に整合性のあるものとするための取組みを継続的に行う必要があると考えられる。

ここで、国際的に整合性のあるものとするための取組みは、国際的な会計基準を自動的に日本基準に採り入れることを意味せず、国際的な会計基準における個々の会計処理について日本 基準に採り入れる範囲を、適切に決める必要があると考えられる。

その際、国際的に整合性のあるものにすることにより、高品質な会計基準となるか否かを判



断することが必要であると考えられる。また、上述したとおり、我が国における会計基準に係 る基本的な考え方は意見発信の基礎となるべきものであることを考えると、国際的な会計基準 における考え方が我が国における会計基準に係る基本的な考え方と大きく異ならないことも重 要であると考えられる。

なお、会計基準を開発するにあたっては、基本的には、投資家の意思決定に資するより有用 な情報を提供することを目的としているが、ディスクロージャー制度において開示される会計 情報は、配当制限、法人税法、金融規制(例えば、自己資本比率規制、ソルベンシー・マージ ン規制)などの関連諸法規や規制においても副次的に利用されるため、会計基準を開発する上 ではこれらも考慮の対象となると考えられる。

これまで当委員会では、原則として、開発された会計基準が連結財務諸表と単体財務諸表の 両方に同様に適用されるものとして開発してきており、今後も、その方針に変わりはない。た だし、単体財務諸表においては、関連諸法規等の利害調整に関係することが連結財務諸表より も多いと考えられるため、個々の会計基準の開発においては、これらを考慮の対象とし検討を 行う。

(3) 具体的な課題

① 現在取り組んでいるテーマ

現在、日本基準の体系の整備2を図り、日本基準を高品質で国際的に整合性のあるものとす る等の観点から、IFRS 第15号「顧客との契約から生じる収益」を踏まえた収益認識に関す る包括的な会計基準の開発を行っている。

平成28年2月に、「収益認識に関する包括的な会計基準の開発についての意見の募集 | を公 表しており、同意見募集に対して寄せられた意見や適用上の課題を踏まえ、基準開発に向けて 審議を行っている。この包括的な会計基準については、平成30年1月1日以後開始する事業 年度に適用が可能となることを当面の目標として、最も優先的に検討を進めていく。

② 今後の検討課題

(東京合意において検討対象とした会計基準)

東京合意において検討対象とした会計基準のうち、日本基準に採り入れていない主なものは 次のとおりである。

- 有形固定資産、無形資産の再評価モデル(IAS 第 16 号「有形固定資産」、IAS 第 38 号
- 投資不動産の公正価値モデル (IAS 第 40 号「投資不動産」)
- のれんの非償却(IFRS 第3号「企業結合」)
- 開発費の資産計上(IAS 第 38 号「無形資産」)

これらの会計基準については、IFRS のエンドースメント手続を行った際に、国際会計基準

² 体系の整備は、基幹となり重要な分野において存在しない会計基準を開発することや、十分かつ適切な指針 を定めることを指す。

における考え方が我が国における会計基準に係る基本的な考え方と大きく異なるものであると しており、国際的な整合性を図る必要性は乏しいものと考えられる。

なお、引当金については、平成 21 年に、当時 IASB により行われていた IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」の改訂作業 3 への対応も含めた論点整理を公表しているが、その後、IASB における改訂作業は実質的に中止され、当委員会でも検討を行っていない。このような中、今般、中期運営方針を策定する過程で、引当金について包括的な会計基準を開発すべきではないかとの意見が、市場関係者の一部で聞かれている。引当金に関する IFRS の取扱いは、現在、IASB において行われている概念フレームワークの見直し及び IAS 第 37 号のリサーチ・プロジェクト 4 に関係するため、IASB による当該審議の完了後、我が国における会計基準の開発に向けた検討に着手するか否かの検討を行うことが考えられる。

(東京合意において検討対象とした会計基準より後に IASB により公表された会計基準)

東京合意において検討対象とされた会計基準より後に IASB により公表された会計基準のうち、企業の財務情報に大きな影響を与えるものとしては、次のものがあると考えられる。

- IFRS 第9号「金融商品」(分類及び測定、減損、一般ヘッジ)
- IFRS 第 10 号「連結財務諸表」(連結範囲) (IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」及び IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開示」を含む。)
- IFRS 第 13 号「公正価値測定 |
- IFRS 第 16 号「リース」

これらの項目については、過去に、IASB の公表した会計基準又は公開草案を踏まえて、当委員会において論点整理等を公表しているが 5 、現在は検討を中断している。別紙において、今後の個々の対応を記載している。

3. その他の日本基準の開発に関する事項

(1) これまでの取組み

日本基準の開発においては、国際的に整合性のあるものとする取組みのほか、市場関係者の ニーズを反映して日本基準を高品質なものとする取組みも行われている。

日本基準の開発を行う上では、テーマの選定が公正性、透明性の観点から重要と考えられる。当委員会では、基本的に基準諮問会議からの新規テーマの提言を尊重することとしており、この点は今後も同様である。

³ 平成 17 年に公表された IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」の改訂の公開草案に基づく検討である。

⁴ IAS 第 37 号のリサーチ・プロジェクトの目的は、IAS 第 37 号の解釈の困難さへの対応、IFRIC 解釈指針第 21 号「賦課金」への関係者の不満への対応、割引率等測定に関する多様性への対応等とされており、平成 17 年に公表された IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」の改訂の公開草案の継続ではないとされる。

⁵ IASB が開発中(当時)の会計基準について、金融商品(金融資産)(平成22年、検討状況の整理)、リース会計(平成22年、論点整理)、金融商品(金融負債)(平成23年、検討状況の整理)、連結(特別目的会社)(平成25年、中間とりまとめ)の論点整理等を公表している。



(2) 具体的な課題

① 現在取り組んでいる主なテーマ

現在、日本公認会計士協会から公表されている税効果会計及び当期税金に関する実務指針に ついて、開示の充実等必要な見直しを行った上で、当委員会の適用指針等に移管する取組みを 行っている。これらの実務指針のうち繰延税金資産の回収可能性については、平成 27 年 12 月 に企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」を公表し、 現在、その他の実務指針についても、早期に移管を図るべく取り組んでいる。

なお、日本公認会計士協会には、当委員会が設立される前に日本公認会計士協会により開発 された実務指針のメンテナンスを依頼しているが、今後、関連する会計基準等の改正の都度等 適切な時期を捉え、当委員会に移管する予定である。

② 今後の検討課題

日本基準においては、固定資産の減価償却に関する会計基準が存在せず、法人税法上の損金 算入について損金経理要件が定められていること等に関連して、いわゆる税法基準が広く用い られている。減価償却に関する会計基準の開発を行うことは、日本基準の体系の整備につなが り、日本基準の高品質化につながる可能性があるが、一方で、これまで、法人税法において損 金経理要件が定められる中、会計基準の開発を行うことの困難さが指摘されている項目であ る。これらの状況を踏まえ、今後、減価償却に関する会計基準の開発に着手することの合意形 成に向けた取組みを行う予定である。

(3) 適用後レビューの実施

理事会が定める適正手続規則では、当委員会は、重要と認められる新規の企業会計基準等の 開発又は既存の企業会計基準等の改正を行ったときは、適用後レビューを実施しなければなら ないとされ、適用後レビューの計画又は実施の都度、理事会に設置される適正手続監督委員会 に対して報告することとされている。

この定めを踏まえ、適用後レビューの計画を策定するにあたり、今後、これまで当委員会が 公表した会計基準を対象として、適用後レビューの目的に関連する懸念点の有無に関して広く 意見を募る予定である。その後、その結果を踏まえ、適用後レビューを行う範囲を決定し実施 していく。

Ⅲ、国際的な会計基準の開発に関連する活動

1. 国際的な意見発信の強化

(1) 国際的な会計基準の策定の場における我が国のプレゼンスの向上及び影響力の強化

冒頭に記載したとおり、平成28年6月30日現在、連結財務諸表に国際会計基準を適用して いる企業(適用決定及び適用予定を含む。)は141社となり、任意適用の拡大促進に向けた取 組みがなされている。

このような状況の中、我が国の上場企業等で用いられる会計基準の質の向上を図るために、 国際的な会計基準の質を高めることに貢献すべく意見発信することは重要と考えられる。ま た、一方的に意見発信を行うだけではなく、我が国の考えを国際的な会計基準に反映することが可能となるよう、国際的な会計基準の策定の場における我が国のプレゼンスの向上及び影響力の強化を図る必要があると考えられる。

(2) 意見発信の内容

これまで当委員会では、国際的な会計基準に対して我が国の考えを反映すべく、我が国における会計基準に係る基本的な考え方を踏まえ、当期純利益の重要性及びのれんの償却の必要性等に関する意見発信を行ってきている。

また、我が国の考えを国際的な会計基準に反映するためには、我が国の関係者がワンボイスで発信していくことが効果的であると考えられ、意見発信する内容についても、市場関係者の意見を集約することが望まれる。当委員会では、これまでそのような取組みを行ってきており、今後も、同様の活動を行う予定である。

(3) 意見発信の方法

現在、国際的な会計基準に対する意見発信は、主として、国際的な会計基準の公開草案等に対して提出するコメント・レターを通じて、また、12の主要な各国会計基準設定主体及び地域団体がメンバーとなって構成されている会計基準アドバイザリー・フォーラム(ASAF)会議を通じて行っている。ASAF は、平成25年に設置されたIASBの諮問機関であり、年4回開催され、当委員会は、これまで概念フレームワークの見直しにおける純損益の定義、のれんの会計処理及び保険会計等の議題に対し、ASAF会議における審議資料を提出し、当委員会の考える方法の提案を、IASB及びASAFのメンバーに対して行っている。

ASAFの設置後、国際的な意見発信をより効果的なものとするため、他の ASAFのメンバーである会計基準設定主体等との連携の強化を図っている。米国財務会計基準審議会(FASB)との定期協議(平成 18 年以後)、欧州財務報告諮問グループ(EFRAG)との定期協議(平成 26 年以後)のほか、米国、カナダ、ドイツ、英国及び日本の各会計基準設定主体による多国間会議にも参加し、また、フランスの会計基準設定主体とも協議を開始している。また、アジア・オセアニア会計基準設定主体グループ(AOSSG)の活動においては、アジアを代表する会計基準設定主体の一つとして、中心的な役割を果たしている。

これら主要な会計基準設定主体等との関係を構築・発展し、お互いの意見の異同を確認した 上で、共同して意見発信を行っていくことは、我が国の意見発信力を強化するとともに、国際 的な会計基準の策定の場における我が国のプレゼンスの向上及び影響力の強化につながると考 えられるため、今後も、さらに連携を強めていく。

(4) リサーチ活動の強化

これまで当委員会の考えを適切に国際的に発信するために、ディスカッション・ペーパー「のれんはなお償却しなくてよいか一のれんの会計処理及び開示」(平成 26 年 7 月、EFRAG 及びイタリアの会計基準設定主体と共同)、ショート・ペーパー・シリーズ第 1 号「OCI は不要か?」(平成 26 年 5 月)、ショート・ペーパー・シリーズ第 2 号「概念フレームワークにお



ける認識規準 | (平成27年11月) 等を公表している。

IASB が証拠に基づく会計基準の開発を志向していることを踏まえ、リサーチ活動の重要性 は今後、増すものと考えられる。当委員会は、リサーチ活動を強化し、IASBで議論されてい る項目のみならず、プロアクティブなリサーチを行い、国際的な会計基準の開発に貢献してい く。

2. 修正国際基準の開発

(1) これまでの活動

当委員会は、企業会計審議会が公表した「国際会計基準 (IFRS) への対応のあり方に関す る当面の方針 | (平成 25 年) の記載に基づき、IASB により公表された会計基準及び解釈指針 に関するエンドースメント手続を実施し、平成27年6月に「修正国際基準(国際会計基準と 企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準) | (以下「修正国際基 準」という。)を公表した。

エンドースメント手続は IASB により公表された会計基準及び解釈指針について、我が国で 受け入れ可能か否かを判断した上で、必要に応じて、一部の会計基準及び解釈指針について 「削除又は修正」し、金融庁において指定する仕組みである。

平成27年6月に公表した修正国際基準では、「削除又は修正」は必要最小限とする、すなわ ち、可能な限り受け入れることとした上で、十分な検討を尽くし、我が国における会計基準に 係る基本的な考え方及び実務上の困難さの観点からなお受け入れ難いとの結論に達したものの みを「削除又は修正」することとし、のれんの非償却処理とその他の包括利益のノンリサイク リング処理の2点について「削除又は修正」を行っている 6 。

IFRS のエンドースメント手続を経た修正国際基準は、我が国が考える国際会計基準のあり 方を実務的に適用可能な一つのセットの会計基準として示すものであり、我が国のポジション の明確化を図るものである。

(2) 今後の活動

平成 27 年 6 月に公表した修正国際基準は平成 24 年 12 月 31 日までに IASB により公表され た会計基準及び解釈指針をエンドースメント手続の対象としているが、修正国際基準を実務的 に適用可能な状態に適切に維持するために、適時に更新していく必要がある。

平成28年7月に公表した改正修正国際基準は平成25年中にIASBにより公表された会計基 準及び解釈指針をエンドースメント手続の対象としており、今後、平成 26 年以後に IASB に より公表された会計基準及び解釈指針に関するエンドースメント手続を実施する予定である。

⁶ この他、有形固定資産及び無形資産の再評価モデル、投資不動産の公正価値モデル、相場価格のない資本性 金融商品への投資(非上場株式)に関する公正価値測定及び開発費の資産計上等については、会計基準に係る 基本的な考え方の相違から多くの懸念が寄せられたが、「削除又は修正」を必要最小限とする観点から、「削除 又は修正」を行わずに採択している。

3. 国際会計基準に関する解釈の取組み

我が国において国際会計基準の任意適用が拡大している中、IFRS 解釈指針委員会により公表される解釈指針等の実務における重要性が高まってきており、当委員会は、平成 27 年 8 月に IFRS 適用課題対応専門委員会を設置した。

同専門委員会では、IFRS解釈指針委員会において議論されている内容について我が国の市場関係者の意見を取りまとめ、意見発信を行っている。今後、我が国における国際会計基準の適用上の課題についても検討を行い、以下のような取組みを行う予定である。

- IFRS 適用上の課題に関する主な関係者による理解の共有を促し、当該適用上の課題の内容や影響度合い等を分析すること
- IFRS 解釈指針委員会に対する当該課題の提出(サブミッション)の要否を検討すること
- IFRS 解釈指針委員会による当該課題に関する検討後、我が国において個別対応を図ることを検討すること(IASB 及び IFRS 解釈指針委員会において、各国において個別対応がなされるべきとされた場合等)

4. 国際的な会計人材の育成

冒頭に記載したとおり、任意適用の拡大促進に向けた取組みがなされるとともに、国際会計 基準の適用が広がっているが、国際的な会計基準の策定の場において意見発信できる人材及び 国際的な会計基準の策定に直接関与できる人材は十分ではなく、国際的な会計人材の開発は喫 緊の課題と考えられる。

国際的な会計人材の開発の目的は、国際的な会計基準の策定の場において意見発信できる人材及び国際的な会計基準の策定に直接関与できる人材を育成し、人材のプールを形成することにあると考えられる。

当委員会及び公益財団法人財務会計基準機構は、このような目的を達成するために、市場関係者の協力を得て、「会計人材開発支援プログラム」(以下「人材開発プログラム」という。)第1期(平成24年1月から平成25年12月)及び第2期(平成26年5月から平成27年12月)を遂行してきた⁷。今後、第3期の人材開発プログラムを開講する予定である。

また、現在、IASBに対し当委員会から2名の研究員を派遣している。これらの派遣者は、将来的に、国際的な会計基準の開発や我が国からの意見発信等において中心的な役割を担うことが期待されており、今後も引き続き当委員会から派遣を行っていく予定である。

以上

⁷ 第1期34人、第2期22人が参加しており、受講後、IFRS 諮問会議(1名)、IASBの研究員(2名)、ASBJの研究員(6名)、ASBJの専門委員会の専門委員(9名)等、それぞれ会計基準の開発に関与している。



別紙(日本基準を国際的に整合性のあるものとするための取組みに関する今後の検討課題)

1. IFRS 第9号「金融商品」(分類及び測定、減損、一般ヘッジ)

金融商品に関する会計基準については、これまで、日本基準、国際会計基準及び米国会計基 準が類似の内容の基準を定めていたが、IFRS 第9号では日本基準と一部異なる考え方が導入 されている。

金融商品に関する会計基準は、特に金融機関に大きな影響を与えるものであるが、すべての 企業に適用される基幹となる会計基準であり、国際的な整合性を図る必要性が比較的高い項目 と考えられる。

一方、IFRS 第9号の内容のうち、特に金融資産の減損会計については、我が国で採り入れ る場合、相対的アプローチの適用について実務上の懸念があり、また、中小の金融機関に配慮 することも必要であるとの意見が聞かれている。また、金融商品会計に関連する実務指針は、 業種別の取扱いも含めると多数定められており、これらに対する影響も検討する必要がある。 さらに、米国会計基準では、金融資産の減損会計において、日本基準及びIFRS 第9号と内容 が異なる会計基準の改正が行われていることも考慮する必要がある。

IFRS 第9号は、金融資産及び金融負債の分類及び測定8、金融資産の減損会計、並びに一般 ヘッジ会計の3つの領域に分けて開発されている。金融資産の減損会計に関する懸念を踏ま え、他の領域から我が国における会計基準の改訂に向けた検討に着手する方法も考えられる が、3つの領域は相互に関連している点も勘案する必要があると考えられる。

以上を踏まえ、当面、IFRS 第9号の適用に関する実務上の懸念の把握や着手するとした場 合に3つの領域を同時に扱うべきか等の検討を金融商品専門委員会において行うこととし、そ の後、我が国における会計基準の改訂に向けた検討に着手するか否かの検討を行う。

2. IFRS 第 10 号「連結財務諸表」(連結範囲) (IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」及び IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開示」を含む。)

連結範囲に関する会計基準については、日本基準において実質支配力基準の考えが広く反映 された基準が整備されているが、IFRS 第 10 号では同じ実質支配力基準の考えが採用されな がら、日本基準と一部異なる考え方が導入されている。また、IFRS 第 11 号では、共同支配 について我が国と異なる考えが導入されている。

連結範囲に関する会計基準は、企業集団の範囲を画定するという意味で基幹となる会計基準 であり、国際的な比較可能性の観点や企業の投資行動に与える影響の観点から、国際的な整合 性を図る必要性が比較的高い項目と考えられる。

⁸ なお、IFRS 第9号における金融資産及び金融負債の分類及び測定において定められるその他の包括利益のノ ンリサイクリング処理については、IFRS のエンドースメント手続において、我が国における会計基準に係る基 本的な考え方の観点からなお受け入れ難いとの結論に達した項目であるため、日本基準を国際的に整合性のあ るものとするための取組みを行うにあたっても、これとの整合性を図り、リサイクリング処理に修正すること が適切であると考えられる。

一方、日本基準と国際会計基準は、支配力基準に基づく点では同様であり、より一層の国際的な整合性を図る緊急性はさほど高くないとの意見も聞かれる。また、IASBは、今後、IFRS 第10号等の適用後レビューを予定しており、会計基準の内容が変わる可能性がある。なお、米国会計基準では、従来の持分比率を基礎とした会計基準を維持することとされ、現時点では検討テーマとされていない。

以上を踏まえ、日本基準と IFRS の実務上の差異の程度を検討した上で、国際的な会計基準と整合性を図ることに対する必要性に関する検討を連結・特別目的会社専門委員会において行うこととし、その後、我が国における会計基準の改訂に向けた検討に着手するか否かの検討を行う。

3. IFRS 第 13 号 「公正価値測定 |

国際会計基準及び米国会計基準では、公正価値についてほぼ同じ内容のガイダンスを定めているが、これらの会計基準は、どのような項目について公正価値により測定するのかを定めるものではなく、他の会計基準に従い公正価値により測定することが要求又は容認されている場合の測定の方法や開示を定めるものとなっている。日本基準は、公正価値に相当する時価(公正な評価額)についての詳細なガイダンスを定めていない。

当委員会は、平成22年にIFRS第13号との整合性を図ることを提案する公開草案を公表したものの、本公開草案が金融商品以外の資産及び負債を含む広範なものであったこともあり、最終化をするに至らず、その後検討は中断されている。

日本基準において金融商品以外の資産及び負債について時価により測定することが要求される状況は、企業結合時等に限定されており、時価について詳細なガイダンスを求める意見は多くは聞かれておらず、国際的な整合性を図る必要性はさほど高くないと考えられる。

一方、IFRS 第13号が要求している、金融商品の公正価値に関するレベル別開示について、 国際会計基準及び米国会計基準における開示との差異が生じており、特に金融商品を多数保有 する金融機関において比較可能性が損なわれているとの意見が聞かれている。

以上を踏まえ、国際的な会計基準と整合性を図ることに対する必要性に関する検討を金融商 品専門委員会において行うこととし、その後、基準開発に向けた検討に着手するか否かの検討 を行う。

4. IFRS 第 16 号「リース」

リースに関する会計基準については、これまで、日本基準、国際会計基準及び米国会計基準が同様の内容の基準を定めていたが、平成28年1月に国際会計基準、同年2月に米国会計基準におけるリースに関する会計基準の改正がなされた。

改正後の国際会計基準と米国会計基準は、借手の会計処理について、費用の計上パターンが 異なるものの、すべてのリース取引を原則としてオンバランスする点では同様となっており、 日本基準とは特に負債の認識において違いが生じることとなり、追加的にオンバランスが必要 となるリース取引について金額的な重要性がある場合には、国際的な比較において議論となる 可能性がある。



一方で、国際会計基準と米国会計基準の新基準が適用される取引の範囲等について適用上の 懸念が国際的に聞かれている。

以上を踏まえ、国際的な会計基準と整合性を図ることに対する必要性及び懸念に関する検討 をリース会計専門委員会において行うこととし、その後、我が国における会計基準の改訂に向 けた検討に着手するか否かの検討を行う。

以上